

医政第217号

令和4年(2022年)7月5日

公益社団法人熊本県医師会長  
一般社団法人熊本全日病会長  
熊本県公的病院長会長  
全国自治体病院協議会熊本県支部長  
一般社団法人日本病院会熊本県支部長  
一般社団法人熊本県医療法人協会会長  
公益社団法人熊本県精神科協会会長  
一般社団法人熊本県保険医協会会長  
熊本市保健所長

様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

( 公 印 省 略 )

医師の時間外労働時間上限規制等適用開始に向けた特定労務管理対象機関  
申請手続について(通知)

平素から、本県の保健医療行政の推進に御理解、御協力いただき深く感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり県内医療機関宛て通知しましたのでお知らせします(令和6年(2024年)4月から適用される医師の時間外労働上限規制について、特定労務管理対象機関の指定をうける際の手続スケジュール及び本県における指定審査基準を周知するもの)。

つきましては、貴関係医療機関及び医療関係者の皆様へ広く周知いただきますよう  
よろしく願いいたします。

【問合せ先】

熊本県健康福祉部健康局医療政策課 担当：竹口

電話 096-333-2204

Mail [takeguchi-a@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:takeguchi-a@pref.kumamoto.lg.jp)